

平成 29・30・31 年度 宇土市小規模工事等契約希望者登録申請の手引き

1 小規模工事等契約希望者登録制度について

- (1) この制度は、宇土市内で建設業を営む方で、入札参加資格審査は受けていなくても小額で内容が軽易な工事等の受注・施工を希望する方を登録し、市が発注する小規模な建設工事や修繕において積極的に業者選定の対象とすることにより、市内業者の受注機会の拡大を図る制度です。
 - (2) 小規模工事等の対象となる契約は、次の各号の全てに該当するものです。
 - ① 市が発注する小規模な建設工事や修繕
 - ② その内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易なもの
 - ③ 1 件の契約金額が 30 万円以下のもの
 - (3) 契約の決定は、原則として複数の業者での見積合わせにより、最低価格を提示した方と契約することになります。また、見積合わせに指名されても、都合により辞退することができます。ただし、必ず発注課まで辞退届を提出してください。
 - (4) 施工は、宇土市契約事務規則、その他関係法令や規則に基づき信義に従い誠実に履行しなければなりません。
- ※ 必ず自ら施工できる範囲の業種（最大 3 業種）で登録してください。また、現場の施工管理は、必ず代表者又は直接かつ恒常的に雇用されている代理人が行ってください。

2 登録できる方・できない方

- (1) 登録できる方
宇土市内に主たる事業所又は住所を置いて建設業を営んでいる方で、建設業許可の有無、経営組織及び従業員数等は問いません。
- (2) 登録できない方
次の各号のいずれかに該当する方は、登録することはできません。
 - ① 宇土市内に主たる事業所又は住所を有しない方
 - ② 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ていない方
 - ③ 宇土市契約事務規則に基づく工事の指名業者登録名簿に登載されている方
 - ④ 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有しない方
例：電気工事、管工事、消防施設工事
 - ⑤ 市税を滞納して入る方
 - ⑥ 公共発注の相手方として不相当と認められる方

3 登録申請の方法

契約を希望する方は、登録申請書に次に掲げる書類を添付して提出してください。

- (1) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し
- (2) 市税等滞納有無調査承諾書

- (3) 市税の「滞納のない証明書」(申請日より1ヶ月以内発行の証明書)(写しでも可)
- (4) 登録しようとする者が法人の場合は、商業登記簿謄本(写しでも可)
- (5) 登録しようとする者が個人の場合は、運転免許証、健康保険証等の氏名及び住所が確認できる書類の写し
- (6) 宇土市暴力団排除条例に基づく誓約書
- (7) その他市長が必要と認める書類

4 登録の受付

登録受付は、随時受け付けます。ただし、有効期間は平成29年3月末までになります。また、随時登録申請時の名簿登録時期は、申請月の翌月からになります。申請書の配布は、総務部財政課契約管財係で行います。また、市のホームページからダウンロードもできます。登録申請の受付は、総務部財政課契約管財係で行います。

5 名簿の活用及び公表

小規模工事等契約希望者登録名簿は庁内に公開し、小規模工事等の業者選定に活用されます。また、契約制度の透明性確保のために、閲覧、市ホームページ等にて一般にも公開します。あらかじめご了承ください。ただし、この名簿に登載されても指名や契約を約束するものではありません。なお、登録後に市税を滞納されていることが明らかとなった場合は、完納までの期間は名簿登録対象外となります。

6 登録事項の変更等

登録名簿に登載された後で、登録事項に変更があった時や事業を廃止したときには、宇土市小規模工事等契約希望者登録(変更・廃止)届書を速やかに提出してください。

7 登録の取消し

登録名簿に登録されている者が、次のいずれかに該当した場合は、登録を取り消します。

- (1) 2の(2)に該当するようになった場合
- (2) 倒産し、又は破産した場合
- (3) 契約に関して談合等の独占禁止法、その他関係法令に違反する行為を行うなど不正又は不誠実な行為があった場合

8 契約の締結

契約を締結することになった場合は、発注課の指示に従って必ず書面(契約書又は請書)により契約してください。なお、契約保証金は原則として免除します。なお、契約締結後(発注後)の辞退はできませんのでご注意ください。もし、辞退があった場合、7の(3)に該当するものとして登録を取り消すこともあります。

9 請負代金の支払

施工完了の検査に合格後（手直しがあつた場合はその完了後），請求に基づき支払います。支払いは，正当な請求を受けた日から30日以内です。なお，前払金や部分払金はありません。

問合せ，登録受付先

〒869-0492 宇土市浦田町 51 番地

宇土市 総務部 財政課 契約管財係

TEL 0964-22-1111(代表) 内線 217・218

別表（第2条関係）

小規模工事等 希望業種分類表

番号	希望業種	工事の例示
1	建築一式工事	建物修繕工事で工事の種類が複数に及ぶもの
2	大工工事	大工工事 造作工事 型枠工事
3	左官工事	左官工事 モルタル工事 吹き付け工事
4	屋根工事	屋根ふき工事
5	電気工事	送配電気設備工事 構内電気設備工事 照明設備工事
6	管工事	空調設備工事 給排水・給湯設備工事 厨房設備工事
7	タイル・れんが ・ブロック工事	コンクリートブロック積み工事 れんが積み工事 タイル張り工事
8	板金工事	板金加工取付工事
9	ガラス工事	ガラス加工取付工事
10	塗装工事	塗装工事
11	防水工事	アスファルト防水工事 モルタル防水工事 シーリング工事、シート防水工事
12	内装仕上げ工事	天井仕上げ工事 壁張り工事 内装間仕切り工事 床仕上げ工事カーテン・ブラインド工事 たたみ工事 ふすま工事
13	電気通信工事	電気通信線路工事 電気通信機械設置工事 放送設置工事
14	造園工事	植栽工事 公園設備工事 園路工事
15	さく井工事	さく井工事
16	建具工事サッシ工事	シャッター工事 金属製・木製建具工事
17	消防施設工事	火災報知設備工事
18	許可業種外	工事建設業法の一部を改正する法律の施工及び運用(昭和47年3月18日建設省計建発第46号)に該当しない工事

※ 宇土市公共下水道排水設備登録工事店及び宇土市指定給水装置工事事業者が施工の指定を受ける工事・修繕等は除く。